一般社団法人日本難病医療ネットワーク学会 細則

制定:令和5年9月20日

改正: 2024 (令和6) 年3月26日

改正: 2024 (令和6) 年9月11日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本難病医療ネットワーク学会(以下「当法人」という。)定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

第2章 会 員

(会費)

第2条 当法人の定款第7条第2項にて定める年会費は、次のとおりとする。

(1)正会員

1. 一般会員: 金 6,000円 2. 代議員: 金 7,000円 3. 理事: 金 8,000円

4. 顧問: 免除

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同する企業 : 金 50,000 円
当法人の目的に賛同する患者団体: 金 10,000 円

(3)名誉会員:免除

第3章 代議員の選出

(代議員の要件)

- 第3条 当法人の定款第14条1項にて定めにより代議員となることができる正会員は、下記の各号に 定める要件を満たす者であること。
 - (1)選出の翌年にあたる役員改選年の学術集会前日の時点で65歳未満であること。
 - (2)卒業後10年以上であること。
 - (3)会員歴5年以上であること。
 - (4)この法人の実施事業における活動実績(学術集会への出席、演題発表)があること。
 - (5)その他、この法人に関する貢献実績があること。
 - (6)今後、この法人の発展に寄与できること。
- 2 前項の規程に関わらず、理事会がこの要件に準ずると認めた場合は、第4条に規定する代議員候補者となることができる。

(代議員の選出方法)

- 第4条 当法人の定款第14条3項にて定めによる代議員の選出は、次のとおりとする。
 - (1)理事からの推薦により、所定の書式を用いて推薦状を受け付ける。
 - (2)理事会は、理事から推薦のあった正会員各々について、代議員候補者としての議決を行い、代議員候補者名簿を作成する。
 - (3)理事会は、代議員候補者名簿を当法人のホームページにて7日間以上公示する。
 - (4)代議員候補者に異を唱える正会員は、公示期間内にその旨を書面にて理事会に申し出ることとし、公示日の正会員の過半数から異論があった代議員候補者は、代議員になることができない。
 - (5)それ以外の代議員候補者をもって代議員とする。

(代議員の任期・委嘱手続き)

- 第5条 当法人の定款第14条4項の定めによる代議員の任期および委嘱は、次のとおりとする。
 - (1)代議員の任期は、選出後最初の10月1日からの4年間とする。
 - (2)代議員には、委嘱状を送付する。ただし、再任の場合には、本人の希望がある場合を除き、委嘱状の送付は行わない。

(代議員定年制)

- 第6条 代議員の定年は、次のとおりとする。
 - (1)満65歳に達した代議員は、定年を迎えたものとしてその事業年度の期末をもって退任する。
 - (2)前号の規定に関わらず、理事・監事または委員の任に就く代議員は、当該理事・監事または委員の任期中に限り、代議員を継続するものとする。
 - (3)前2号の規定に関わらず、特別の事情があると理事会認める場合には、その期間に限り、代議員を継続するものとする。

第4章 役員の選出

(代表理事の選出)

- 第7条 当法人の定款第27条2項の定めによる代表理事の選出については、次のとおりとする。
 - (1) 役員選任が行われる年の定時社員総会終了後の理事会において、理事の互選により決定する。
 - (2) このとき、現理事長は、理事会に対して次期理事長を推薦することができる。

(理事、監事の選出)

- 第8条 当法人の定款第27条の定めによる理事、監事の選任は、次のとおりとする。
 - (1) 理事からの推薦により、所定の書式を用いて候補者を受け付ける。
 - (2) 理事会は、理事から推薦のあった正会員各々について、理事候補者または監事候補者としての議決を行い、理事候補者名簿及び監事候補者を作成する。
 - (3) 理事候補者名簿及び監事候補者は、個々に社員総会において議決を行い、理事または監事としての承認を経て選任される。

- (4) 監事は、当法人の理事を兼ねることができない。
- (5) 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある 者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員の委嘱手続き)

- 第9条 理事及び監事の委嘱は、次のとおりとする。
 - (31)理事及び監事には、委嘱状を送付する。ただし、再任の場合には、本人の希望がある場合を除き、 委嘱状の送付は行わない。

(理事、監事の定年)

- 第10条 任期中に満65歳に達した理事は、定年を迎えたものとしてその任期をもって退任する。
 - 2 任期中に65歳に達した監事は、定年を迎えたものとしてその任期をもって退任する。

(理事、監事の欠員)

- 第11条 理事、監事が欠けた場合、代議員の中から選出する。
 - 2 任期は、任期の満了前に退任した理事の任期の満了する時までとする。監事についても、同様とする。
 - 3 選出方法については、第8条に定める。

第5章 学術集会等

(学術集会)

- 第12条 当法人は、定款第2条第1号に掲げる事業として、年次学術集会を開催する。
 - 2 年次学術集会を運営するために大会長1名を置く。
 - 3 大会長は、原則として理事の中から理事会で選任する。
 - 4 大会長の任期は、学術集会終了後までとする。
 - 5 前項の規定にかかわらず、大会長は理事会に事業報告ならびに経理報告を行うまで、その責務を負 うものとする。

(教育研修会等)

- 第13条 当法人は、定款第2条第4号および第5号に掲げる事業として、教育研修会等を開催する。
 - 1 研修会長は、理事の中から理事会で選任する。
 - 2 教育研修会等を運営するために研修会長1名を置く。
 - 3 研修会長は、原則として理事の中から理事会で選任する。
 - 4 研修会長の任期は、選任後担当する研修会の最終日までとする。
 - 5 前項の規定にかかわらず、研修会長は理事会に事業報告ならびに経理報告を行うまで、その責務を 負うものとする。

第6章 雜 則

(細則の変更)

第14条 この細則は、理事会の決議により変更することができる。ただし、第2条に規定する会費の金額の変更については、社員総会の承認がなければその効力を有しない。

附則 この細則は、この法人の設立の日から施行する。

- 附則 1. この細則は、2024年3月26日から施行する。
 - 2. 第2条 (会費) の変更は、2024年に開催する社員総会の承認の日より施行し、2025年度会費から適用する。
- 附則 1. この細則は、2024年9月11日から施行する。